

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年11月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700208 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1700001 号

第 1 結論

昭和 37 年 5 月 1 日から昭和 40 年 5 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から昭和 40 年 5 月 21 日まで

A社に勤務した期間について、脱退手当金を受け取った記録とされているが、その当時は年金制度があることは全くわからなかった。私は、自分で脱退手当金の手続をしていないし、会社到手続を委任したこともないので、脱退手当金受給済となっている期間について、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者に係る脱退手当金裁定請求書によると、当該請求書を請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 41 年 10 月 31 日に提出し、同年 12 月 5 日に脱退手当金を受給したとされている。

しかしながら、請求者の渡航記録から、請求者は昭和 40 年 5 月 25 日に沖縄に帰郷している上、請求者が脱退手当金裁定請求書を提出したとする昭和 41 年 10 月 31 日及び脱退手当金を受給したとされる同年 12 月 5 日の前後（同年 10 月から同年 12 月まで）に、請求者が本土へ再渡航した記録もない。

また、本土復帰前における沖縄在住の者が厚生年金保険の裁定請求を行う場合、南方連絡事務所を経由して都道府県知事に提出することとされていたところ、請求者に係る脱退手当金裁定請求書には、南方連絡事務所を経由した事跡は確認できず、請求者の住所は、請求者が在職していた当時の住所が記載されていることから、請求者が在職当時の住所で請求することは考えられず、請求者が自ら請求したとは認められない。

さらに、日本年金機構が保管する請求者に係る脱退手当金の支給日と同じ支給日となっている A 社を最終事業所とする脱退手当金裁定請求書 14 人分によると、各被保険者の資格喪失日から支給日までの期間が 2 か月から 40 か月までと区々であるにもかかわらず、当該請求書に記載されている提出日は、いずれも請求者と同じ昭和 41 年 10 月 31 日とされていることは不自然であり、請求者の委任に基づき代理請求が行われたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700158 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700050 号

第 1 結論

昭和 37 年 8 月 11 日から昭和 38 年 8 月 30 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 38 年 10 月 23 日から昭和 39 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 39 年 1 月 6 日から昭和 40 年 11 月 1 日までの期間について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 11 日から昭和 38 年 8 月 30 日まで
② 昭和 38 年 10 月 23 日から昭和 39 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 6 日から昭和 40 年 11 月 1 日まで

請求期間①については、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②については、B 社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間③については、C 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①から③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、商業登記簿謄本によると、A 社は、昭和 42 年 2 月 1 日に D 社へ商号変更、昭和 45 年 10 月 25 日に D 社から E 社へ組織変更後、昭和 59 年 12 月 2 日付けで解散している上、請求期間①当時の A 社の代表取締役は所在が不明であり、E 社の解散時の代表取締役は死亡しているため、請求期間①における請求者の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認できない。

また、請求者が A 社における同僚として姓を挙げた者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同一姓の者は死亡又は見当たらない上、当該被保険者原票により、請求期間①において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の者からは、請求者の勤務期間に関する回答及び陳述を得ることができない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

2 請求期間②について、商業登記簿謄本によると、B 社は、昭和 53 年 7 月 1 日に F 社へ商号変更、平成 2 年 5 月 1 日に F 社から G 社へ商号変更しているところ、請求期間②当時の B 社の代表取締役は所在が不明であり、F 社及び G 社の代表取締役は、請求期間②当時のことは不明である旨回答していることから、請求期間②における請求者の勤務実態及び厚生年金保険の加

入の有無について確認できない。

また、請求者がB社における同僚として姓を挙げた者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同一姓の者は見当たらない上、当該被保険者原票により、請求期間②において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の者からは、請求者の勤務期間に関する回答及び陳述を得ることができない。

- 3 請求期間③について、雇用保険被保険者記録によると、請求者のC社における雇用保険の資格取得日は昭和39年4月19日、離職日は昭和40年12月5日であることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、C社は、昭和41年11月1日より厚生年金保険の適用事業所として記録されており、日本年金機構は、請求期間③において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない旨回答している。

また、商業登記簿謄本によると、C社は、平成11年6月1日付けでH社に合併し解散しており、請求期間③当時のC社の代表取締役は死亡している上、同社の合併先であるH社の代表取締役に照会したが、回答を得られないため、請求期間③における請求者の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認できない。

さらに、請求者がC社における同僚として姓を挙げた者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同一姓の者は死亡又は所在が不明な上、当該被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年11月1日から、厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の者からは、請求者の勤務期間に関する回答及び陳述を得ることができない。

- 4 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700209 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1700002 号

第 1 結論

昭和 41 年 3 月 30 日から昭和 44 年 2 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 3 月 30 日から昭和 44 年 2 月 21 日まで

A 事業所に勤務した請求期間について、脱退手当金を受け取ったこととされているが、当時は年金制度について全く知らず脱退手当金を受け取った覚えもないことから、脱退手当金受給済となっている請求期間について、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 5 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者から聴取しても脱退手当金を受け取った覚えがないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。